第３の１に次のように加える。

⑷　生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進

生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。

平成24年６月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

第３の２の⑴のキを次のように改める。

キ　直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とＮＰＯ、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

第３の２の⑵に次のように加える。

ウ　ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

第３の２の⑶本文中「福祉事務所等」を「福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等」に改め、同イ及び同オ中「福祉事務所」の次に「、自立相談支援機関」を加える。

第３の２の⑷ア中「を中心として、関係機関や」を「及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、」に改め、「（昭和25年法律第114号）」を削り、同ウ中「福祉事務所や」を「福祉事務所、自立相談支援機関及び」に、同エ中「相談を受けた機関」を「自立相談支援機関等の相談を受けた機関」に、「相談機関」を「相談等を実施する機関（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。））、生活困窮者自立支援法第２条第６項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等」に改め、第３の２の⑸のア本文中「ホームレスに対し」を「ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し」に改め、「ホームレス自立支援事業を実施する」を削り、同アの㋑中「自立支援プログラム」を「自立支援計画」に改め、同アの㋒中「、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに」を「、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか」に改め、第３の２の⑸のイの㋐中「中間的就労の場」を「就労訓練事業の利用の機会の提供」に、「総合的な相談事業の実施」を「自立相談支援機関による相談支援」に改め、同イの㋑中「中間的就労に取り組んでもらうため、ＮＰＯ等と連携しながら、このような中間的就労」を「、就労訓練事業の利用を促すとともに、ＮＰＯ等と連携しながら、就労訓練事業」に改め、同イ中㋒を㋓とし、㋑の次に次のように加える。

㋒　債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援など）などを行う家計相談支援事業の利用を促すものとする。

第３の２の⑹のエ中「関係機関」を「自立相談支援機関等」に改め、第３の２の⑺のアの㋐中「や保健所等」を「、自立相談支援機関及び保健所等」に改め、第３の３の⑵中「の窓口相談」を「及び自立相談支援機関」に改める。

○農林水産省告示第六百五十三号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第25752号 平成23年３月28日	平成23年７月26日	オーロラ	オーロラスペシャルＤ
第27589号 平成24年11月19日	平成25年２月25日	KUEGRAROWIT	KUEGRAROW

○国土交通省告示第四百十号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第三条ただし書の規定に基づき、昭和四十五年運輸省告示第百六十号（教育施設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表中「行う施設」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百十一号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第三条ただし書の規定に基づき、昭和五十一年運輸省告示第五十号（那覇空港の周辺地域における教育施設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

「及び児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）」を「児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百十二号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十七条の規定に基づき、航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示（昭和四十二年運輸省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

本文中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道171号高槻市松原町地区及び京口町地区交差点改良事業（大阪府高槻市南松原町地内から同市京口町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府高槻市南松原町、松原町、城北町二丁目及び京口町地内

２　使用の部分　なし